

第5回世界湿地都市ネットワーク市長会議 シティドレッシング等企画運營業務委託 受託候補者選定プロポーザル実施要領

1. 要旨

本要領は、新潟市が実施する「第5回世界湿地都市ネットワーク市長会議 シティドレッシング等企画運營業務」の受託候補者を選定する公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名称

第5回世界湿地都市ネットワーク市長会議 シティドレッシング等企画運營業務

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年12月25日(金)まで

(4) 契約金額

上限額 4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 審査方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容による総合評価とする。

4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等が所在する企業・団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書提出時に、新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を全て満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ① 共同企業体を構成することにより、前記すべての要件を満たしていること。
 - ② 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - ③ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

5. スケジュール

・公募開始（市ホームページに掲載）	令和8年5月11日(月)
・質問書提出期限 【提出方法：電子メール】（任意様式）	令和8年5月18日(月) 必着
・質問書に対する回答（市ホームページに掲載）	令和8年5月20日(水)
・参加表明書提出締切	令和8年5月22日(金) 必着
・企画提案書提出締切 【提出方法：郵送又は持参】	令和8年6月16日(火) 午後3時 必着
・選定委員会開催（必要に応じてヒアリング実施） ・選定結果の通知・公表	令和8年6月中旬以降 (予定)

6. 企画提案書の提出手続等

本プロポーザル参加表明書を提出した者は、以下のとおり、企画提案書等を提出することとする。なお、参加表明書等は、単独応募者の場合は様式第1号の1、共同企業体の場合は様式第1号の2及び様式第1号の3により提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

(a) 提案内容

- ・委託仕様書の内容を十分に踏まえた記載にすること。（様式・枚数任意）
- ・仕様書4 業務内容（必須項目）④ポスター/チラシ、⑤大型バックパネル/屋内看板についてはデザインのイメージ案を示すこと。

(b) 業務計画（スケジュール）

- ・業務実施にあたっての全体スケジュール

(c) 業務の実施体制

- ・業務責任者、担当部署
- ・業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名及び責任者名

(d) 経費見積書

- ・委託費用の上限額の範囲内で、全ての経費をできるだけ詳細に、かつ経費区分が分かるよう具体的に記載

② 「企業の概要及び業務実績」

（任意様式。既存のパンフレット等でも可）

(2) 提出期限

令和8年6月16日（火）午後3時（必着）

(3) 提出方法

後記「10. 書類の提出先、本件についてのお問い合わせ先」に郵送又は持参にて提出すること。

(4) 提出上の留意事項

- ①企画提案書等の提出後、企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
- ②提出された全ての企画提案書は返却しない。なお、本市の文書規程等に従い責任を持って管理・破棄を行うものとする。
- ③社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
- ④事情により、辞退する場合は、令和8年6月12日（金）午後3時までに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

7. 選定方法等について

参加資格を審査した上で、以下のとおり、企画提案書等を審査し、受託候補者を選定することとする。

(1) 審査方法

「第5回世界湿地都市ネットワーク市長会議 シティドレッシング等企画運營業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、本実施要領等で定めた選定基準により、提出された参加表明書、企画提案書等の審査及び評価を行い、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として決定する。

また、書面による審査を行うものとし、提案者からの説明・プレゼンテーションは要しない。ただし、審査過程において必要がある場合は、提案者に対してヒアリング等を行う場合がある。

(2) 評価基準

評価基準（審査項目及び配点）は、別表1のとおりとする。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、令和8年6月中旬以降に電子メール又は電話で連絡するとともに、本市のホームページにて公表する。

(4) 失格要件

次に掲げるものの提案は無効とする。

- ① 上記「4. 参加資格」に示す資格要件を満たさない者
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参考見積書の金額が、上記「2（4）契約金額の上限額」を超過した場合
- ⑥ 法令に違反することが明らかな提案を行った場合
- ⑦ その他、選定委員会委員長及び事務局の指示に従わない場合

8. 契約手続等

- (1) 審査により受託候補者として選定された者に対し、企画提案内容に基づく仕様の調整などの委託契約の締結交渉を行う。
- (2) 上記(1)における交渉において合意に至らなかった場合、もしくは失格要件又は不正と認められる行為が判明した場合は、次順位者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。
- (3) 発注者と受託候補者は、仕様を確定させた上で、委託契約を締結する。

9. その他

- (1) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。
- (2) 委託料には、受託候補者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (3) 受託候補者は、当該委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書(提案用)に記載の無い事項のうち、事業の効果的な遂行に資する内容については、積極的に提案すること。
- (5) 参考資料

新潟市 潟のデジタル博物館

NIIGATA CITY WETLAND DIGITAL MUSEUM

<https://www.niigata-satokata.com/>



市ホームページ「ラムサール条約と国際湿地都市 NIIGATA」

https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/ramsar_wetlandcity/index.html

10. 書類の提出先、本件についてのお問い合わせ先

新潟市環境政策課 中澤、田村
TEL : 025-226-1356
【電子メール】
kansei@city.niigata.lg.jp
【郵送】
〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602-1



国際湿地都市 NIIGATA

別表 1

(7. 選定方法等について (2) 評価基準及び選定方法 関係)

評価項目				配点	
1	業務遂行力	(1)	これまでの類似事業の経験・履行実績などから、適切に事業を遂行し、成果をあげることが見込まれるか。 (業務実績)	35点	5点
		(2)	会議目的(歓迎・機運醸成・PR)を正しく理解しているか、「国際湿地都市 NIIGATA」の価値・魅力が表現されているか。(全体設計・コンセプト)		15点
		(3)	業務内容に対して、制作・設置・撤去の体制が現実的かつ、的確な人材配置や管理体制、スケジュールが組み立てられ、事業の進行管理を適切に行うことが見込まれるか。トラブル対応力があるか。(実施体制・スケジュール)		15点
2	企画提案力	(1)	大型バックパネルやポスターなど広報媒体について、遠距離・短時間でも認識できる視認性、海外参加者にも伝わるビジュアル・多言語配慮、写真映え・SNS 拡散性があるか(デザイン性)	40点	25点
		(2)	市内導線(駅・会場・空港等)を踏まえた配置計画かどうか、市民参加・SNS 連動など広がり期待できるか(回遊性・波及効果)		15点
3	追加提案	(1)	仕様書以外の内容で、「国際湿地都市 NIIGATA」PRにつながる有益な内容が提案されているか。	20点	20点
4	費用	(1)	20点-20点×(自社の提案価格/上限金額) (ただし5点を上限とする)	5点	5点
				100点	

選定委員会の各委員が、評価基準に基づき、企画提案書等を採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、市が定める基準点(合計点数の60%)を満たす企画提案がなかった場合、再度企画競争を行う。

※ 評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合には、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する。